

令和6年度持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業（地域における受入環境整備促進事業補助金） よくある質問

1. 計画申請者について

Q 1-1：商工会議所や宗教法人が、計画整備策定者となることはできますか。

A 1-1：一般型については、計画整備策定者となることができます。
国際認証・表彰取得型は、地方自治体、観光地域づくり法人（DMO）としています。

Q 1-2：1つの計画整備策定者が一般型の複数メニューを実施することはできますか。

A 1-2：できます。

Q 1-3：国際認証を取得しているが、一般型のメニューのみ実施することはできますか。

A 1-3：できます。また、国際認証・表彰取得型の整備、一般型メニュー整備を合わせての実施も可能です。

Q 1-4：国際認証・表彰取得型は、過去に一度でも取得していれば、申請できますか。

A 1-4：申請時まで一度でも取得していれば申請できます。「国際認証・表彰取得型」で申請する場合、国際認証・表彰を証明する書類の写し等を提出してください。（応募要領10ページ参照）

2. 補助対象経費について

Q 2-1：補助上限、下限はありますか。

A 2-1：ございません。

Q 2-2：国際認証・表彰取得型の「持続可能な観光地域形成に向けた受入環境整備・施設改修」の範囲を教えてください。

A 2-2：改修の範囲について、決まった特段の補助メニューは設けません。面的な設備導入や施設改修等により、地域全体で持続可能な観光の促進のための効果が発揮できる整備内容であるかを総合的に審査します。

明らかに持続可能な観光の促進につながるとは言えない整備は対象外となります。

Q 2 - 3 : 入域料の検討のための、計画策定費用は対象でしょうか。

A 2 - 3 : 当事業はハード整備を補助対象としていますので、計画策定に係る費用は対象外となります。

Q 2 - 4 : 施設等のランニングコストは対象となりますか。

Q 2 - 4 : 施設の光熱水費、システムの月々のライセンス使用料、保守点検等のランニングコストは、対象外となります。(地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領 6 ページ参照)

Q 2 - 5 : 一般型の景観に配慮した工作物の整備について、看板の新規設置は補助対象となりますか。

A 2 - 5 : 景観に配慮した工作物の整備は、①景観に調和しない既存の工作物を覆う、②景観に調和しない既存の工作物を取り替える事が要件となっているため、新規看板の設置は対象外となります。(地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領 8 ページ参照)

Q 2 - 6 : 一般型の混雑平準化・解消のための混雑状況の可視化に資するシステムの整備について、設置・稼働がイベント実施時や祭りなどの期間が限定されたものも対象となりますか。

A 2 - 6 : イベント等による一時的な摂津の場合は、対象外となります。(地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領 6 ページ参照)

3. 精算について

Q 3 - 1 : 事業が令和6年度内に完了しない見込みであるときは、どのような対応が必要ですか。

A 3 - 1 : 年度内に事業が完了するよう適切な管理を実施してください。
その上で、事業が完了しないことが判明した場合は、速やかに運輸局等に報告してください。別途、必要に応じて資料を提出していただきます。
(地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱 第106条参照)

Q 3 - 2 : 事業実施にあたって、事前の概算払いは可能でしょうか。

A 3 - 2 : 原則、補助金の額を確定した後に支払うものとしていますが、事情により概算払いが必要な場合は、別途ご相談ください。(地域における受入環境整備促進事業補助金交付

Q 3-3 : 企業版ふるさと納税を自己負担分として使用できますか。

A 3-3 : できます。

Q 3-4 : 精算時に領収書は必須でしょうか。請求書のみでの精算は可能でしょうか。

A 3-4 : 領収書等の支払いを行ったことがわかる資料が必須です。請求書のみでの精算はできません。

4. その他

Q 4-1 : 今回の公募終了後に二次公募の予定はありますか。

A 4-1 : 予算の執行状況により、実施する場合があります。

Q 4-2 : 今後のスケジュールを知りたい。

A 4-2 : 予定であり、変更することがあります。

(交付決定通知書の交付まで)

| | |
|-----------|-------------------------|
| 4月下旬 | 公募開始 |
| 4月～6月21日 | 公募期間 ※整備計画等が届き次第、順次審査実施 |
| 6月中旬～7月上旬 | 計画認定の通知及び補助額の内示 |
| 7月中旬 | 交付申請書の提出 |
| 7月下旬～8月上旬 | 交付決定通知書 |

以上